

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 5 月 31 日現在

機関番号：10104

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2009～2013

課題番号：21530070

研究課題名(和文) 協同組合法理論における同一性の原則の相対化に関する研究：非利用組合員を中心にして

研究課題名(英文) Study on the Relativization of the Principle of Identity in the Theory of Cooperative Law: Focus on a Non User Member

研究代表者

多木 誠一郎(Taki, Seiichiro)

小樽商科大学・商学部・教授

研究者番号：50324364

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円、(間接経費) 930,000円

研究成果の概要(和文)：伝統的な協同組合法理論によると協同組合では、組合員は利用者であり、利用者は組合員でなければならない(同一性の原則)。わが国の協同組合諸法は同一性の原則に忠実である。

しかし同一性の原則は協同組合にとって本質的であろうか。本研究では同原則の相対化を目指した。これによりわが国の協同組合諸法では実現が不可能な新たな協同組合の制度設計が可能になるからである。この疑問を解くための手がかりとすべく、協同組合の利用を目的としない組合員(非利用組合員)を主として考察対象にした。

考察の結果同一性の原則の相対化は可能であるが、より基礎的な協同組合の特質である助成目的との整合性を取るとは容易ではないと考える。

研究成果の概要(英文)：According to the theory of cooperative Law, a member shall be a customer, and a customer shall be a member(the principle of identity). The Cooperative Acts of Japan are faithful to the principle.

However, is the principle essential to a cooperative? In this study, my aim is to relativize the principle, for the relativization enables us to design the new cooperative that cannot be designed by the Cooperative Acts of Japan. As a clue to resolve this question, I examined the member that does not aim for the use of a cooperative, that is to say a non user member.

My conclusion is that it is possible to relativize the principle of identity, but it is not easy to harmonize a non user member with the purpose of the member assistance that is more fundamental character to a cooperative.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：民事法学 協同組合 投資組合員 非利用組合員 同一性の原則

1. 研究開始当初の背景

(1) 研究の背景

わが国では協同組合法の研究は遅々たる状況であり、本研究課題に関する学術的研究はなされていない。

海外では協同組合法の研究は、資本会社法の研究には遠く及ばないものの地道になされており、その成果は立法にも結びついている。2003年にはヨーロッパ連合域内で超国家的に活動できるヨーロッパ協同組合法が新設され、それを受けて域内各国の協同組合法の大改正がなされている。例えば伝統的に協同組合法の研究が盛んに行われ、かつわが協同組合法理論の形成に、伝統的には大きな影響を与えてきたドイツにおいても国内協同組合法が2006年に大改正された。このような一連の流れは、「協同組合法の現代化」と位置付けられる。すなわち環境の変化に応じた協同組合の新たな展開を可能にし、資本会社との制度間競争において協同組合が不利にならないように、種々の制度設計の機会を与えることを立法目的としている。

本研究で考察対象とする非利用組合員も、これらの立法で新設された。このような展開を支える協同組合法理論についての研究は、ドイツでは既に1970年代から進められている。そこで豊富な研究成果は、わが協同組合法のあり方を考える上で有益な示唆を与えてくれると考えた。

(2) 研究の動機

ドイツでは協同組合としての特質を保ちながらも、環境変化に応じて新たな制度設計を可能にする協同組合法の改正が行われてきている。改正に際しては協同組合にとって本質的要素は何であるのかが意識され、その要素との平仄合わせについて真剣に論じられている。

ドイツ協同組合法についての研究成果から、伝統的な協同組合法理論では協同組合にとって本質的要素と考えられている要素のなかにも、実は本質的とはいえない要素もあり、そのような要素を具備しない協同組合もあり得るのではないかと考えるようになった。本研究で非利用組合員を素材にして相対化を試みる同一性の原則は、わが国では伝統的に本質的要素と位置付けられているが、ドイツを始めとする諸外国では必ずしも厳格には維持されていない。同原則を、わが国の協同組合法理論においても相対化することができれば、立法を通じた新たな制度設計にも繋がらう。

2. 研究の目的

協同組合を取り巻く環境は、経済のグローバル化にみられるように、近時大きく変化している。このような環境変化にもかかわらず、わが現行協同組合諸法が定める協同組合の制度設計は、「牧歌的な伝統的協同組合法理論」に立脚し、終戦直後から大きくは変化し

ていない。それゆえ法制度が実際界のニーズにマッチしておらず、種々の問題を引き起こすに至っている。

このような状況のなか、現代的な新たな協同組合法理論を構築し、同理論に依拠した制度設計を提示することが、研究代表者の目標である。そのうち本研究では、伝統的に協同組合の法的概念要素の中核に位置付けられてきた「組合員＝利用者」という同一性の原則をわが国でも相対化することを目指す。その手がかりとして主として、非利用組合員（併せて員外取引）を考察対象とする。

非利用組合員をわが協同組合法理論に積極的に位置付けることができれば、同原則が相対化されることになる。これによってわが協同組合諸法が知らない新たなタイプの協同組合の制度設計が可能になるのである。

3. 研究の方法

協同組合法理論において同一性の原則を相対化するという本研究の目的に照らして有用と考えられる以下の方法で研究を行った。

(1)2003年に新設されたヨーロッパ協同組合法及びその影響を受けて2006年に改正されたドイツ協同組合法によって導入された非利用組合員に関する文献購読を通じて、同一性の原則について研究を行った。

(2)伝統的にはわが国と類似の協同組合法制である韓国において、2009年・20011年の2度にわたり大改正された農業協同組合法、2011年に新設された協同組合基本法について、文献購読を通じて、同一性の原則について研究を行った。

4. 研究成果

(1) 研究の主な成果

同一性の原則との関係

非利用組合員は、たとえ資金調達が必要であるとしても、伝統的な協同組合法理論によると同一性の原則と相容れず、許容性は認められないことになる。ドイツ協同組合法に関する立法理由書・学説は、同一性の原則との整合性の説明に成功しているとはいえない。もっとも、員外取引を許容する法制では、程度の差はあるが同一性の原則を緩和するという態度を既に採用している。してみればこのような法制において、非利用組合員は同一性の原則と矛盾すると批判することは、かえって平仄が合わないと考えられる。

助成目的との関係

より基本的な特質である組合員助成と非利用組合員の平仄合わせについては、ドイツでは失敗しているとまではいえないが、少なくともかなり苦しい説明がなされている。同一性の原則そして助成目的との関係についてこのように考える中で提起しうるのは、伝

統的協同組合法理論を修正して新たな理論を確立し、その理論によって非利用組合員を説明できないだろうかということである。

必要性への妥協

非利用組合員は、伝統的な協同組合法理論と平仄合わせをするのが困難であるにもかかわらず、なぜ導入されたのか。協同組合の弱点である資金調達方法の選択肢を増やすという必要性に応えることが導入の趣旨とされるが、組合員出資及び内部留保以外の資金調達方法として享益証券や匿名による資本参加という方法も従来から可能であった。これらの方法によると、伝統的な協同組合法理論との整合性は維持できるが、調達された資本は自己資本とは認められないという難点があり、これらとは別に非利用組合員が導入されたとも考えられる。

加えてドイツでは、厳格な自己機関制が協同組合法で維持されている点が導入に影響している。導入により、組合事業の利用を想定できない者が組合員になる途が開かれ、経営の専門家も組合役員に就任できるようになるからである。

使い勝手の良い制度設計の難しさ

理論上の許容性よりも実務上の必要性にいわば妥協してまで導入された非利用組合員の使い勝手は悪いと考えられる。より端的には非利用組合員（投資組合員）たる地位は投資家にとって魅力がなく、投資家を引きつけるのは難しいということである。そのためか実際に非利用組合員を導入する事例は多くないという。

その原因は、組合が生み出した成果を利用組合員と非利用組合員との間で分配する際に投資家が期待するほどの分配を受けることが保障されない点、非利用組合員が投資資金を回収する際に機動性を欠く点、議決権は付与されているものの非利用組合員の意思が反映されにくい点、協同組合では組合員数が制限されていないため、組合員持分の「水割り」が生じる点に求めることができる。

韓国における同一性の原則

韓国農業協同組合法はわが協同組合諸法と同じく非利用組合員を知らない。これに対してやはり同一性の原則との関係が問題になる。員外取引については知るところである。法律の定めのみならず、行政庁の作成した組合定款例のレベルまで掘り下げて、員外取引がどのように規整されているのかを吟味した。わが国と比べると規制が緩やかであり、同一性の原則への忠実さは、ドイツを初めとするヨーロッパに近い。すなわちわが国と同様事業別に複雑に規整されているが、わが国と比べると格段に員外取引に係る制限が緩やかであり、同一性の原則はかなり相対化されている。この程度まで相対化されている中でも、協同組合法理論との整合性

についてわが国におけるようには強い批判がなされていないのはなぜか。国際協同組合同盟の定める協同組合原則第7原則と関連付け、協同組合が地域社会で有している機能を地域再生のために役立てようとする観点から員外取引を再構成しているからとも考えられる。

しかし2011年に新設された協同組合基本法では、員外取引ができる場合が限定列挙され、同一性の原則に回帰している。

わが国協同組合法における同一性の原則

わが国の協同組合諸法では、ドイツ・ヨーロッパ連合・韓国の協同組合法に比べて同一性の原則は厳格に維持されている。それゆえ現行法では協同組合の利用を目的としないものを非利用組合員あるいはそれに比肩する組合員として組合に糾合することはできない。それでは、わが国では非利用者（投資家）を構成員として協同組合に糾合するニーズがないかということ、そうではない。確かに農業協同組合とりわけいわゆる総合農協については信用事業を行うことができるため、そのようなニーズは大きくない。しかし一般市民（生活者）を組合員とする消費生活協同組合や零細事業者を組合員とする事業協同組合では、資金調達に苦労していることも少なからずある。消費生活協同組合におけるいわゆる組合債はその証左である。本来の組合員からのみでは十分な事業資金を集めることができず、資金調達方法として非利用組合員に対するニーズは存在する。仮に非利用組合員をわが法にも導入すると、完全なハイブリッド型の組合員組織というわが法の知らない新たな協同組合の制度設計が可能になる。

問題はドイツで指摘されているような協同組合法理論との整合性である。同一性の原則を緩和した協同組合を観念することは、新たな協同組合法理論として説明ができると考える。しかしより基礎的な特質である助成目的との関係については、抽象論レベルでは両者の折り合いをつけることができるが、具体的に制度設計をする際には指針として有効に機能しないと考える。ただし近年、助成目的が希薄な団体（たとえば社会的協同組合）も協同組合の範疇に取り込もうとする立法が海の向こうでは進展している。このように助成目的そのものが相対化されてきていることを考慮に入れると、非利用組合員を助成目的との関係でも協同組合法理論で位置付けることも可能になりうる。

(2)国内外における位置付け

1990年代末からアメリカの一部の州で制定され始めたいわゆる新世代協同組合法でも、非利用組合員が認められている。わが国でもごく最近同法の研究がなされはじめ、その一環として非利用組合員に着目する者もある。これとは別に、わが国の協同組合関係

者の間で大きな関心を持たれている韓国協同組合基本法では社会的協同組合が採用された。わが国への紹介を通じて、利用者でない者も組合員として糾合されることが、より知られるようになった。このような研究とともに本研究の成果も、伝統的な協同組合法理論による組合員制度を再考する際に有用である。

(3)今後の展望

わが国では協同組合諸法について会社法の新設に比肩するようなダイナミックな動きは、戦後直後以来見受けられなかった。しかし政府が設置する諸会議において、協同組合法、とりわけ農業協同組合法の改正が最近大きく取り上げられている状況である。そこでは組合員制度のあり方、ひいては資金調達のあり方に直結する内容も含まれている。本研究によって得られた知見を実際界に還元できるように、本研究終了後も研究を続け、社会に向けて引き続き情報発信したい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 7件)

多木誠一郎「韓国協同組合基本法について 制度設計、疑問点、わが法への示唆」出口正義ほか編『企業法の現在(青竹正一先生古稀記念)』(信山社、2014年) 査読なし。

多木誠一郎「報告〔丸山茂樹「韓国の「協同組合基本法」について その特徴と意義」〕に対するコメント」『協同組合研究』第32巻第1号8-13頁(2012年) 査読なし。

多木誠一郎「韓国農業協同組合法についての覚書 第1次組織における制度設計を中心にして」『神戸市外国語大学外国学研究』第80号19-36頁(2012年) 査読なし。

多木誠一郎「韓国農業協同組合法と協同組合原則第3原則」『共済と保険』第54巻第1号20-33頁(2012年) 査読なし。

多木誠一郎「2011年韓国農業協同組合法改正について 農業協同組合中央会の改革を中心として」増田佳昭編『大転換期の総合JA 多様性の時代における制度的課題と戦略』220-239頁(家の光協会、2011年) 査読なし。

多木誠一郎「韓国農業協同組合法における準組合員・員外取引について 制度設計とわが法への示唆」『協同組合研究』第30巻第2号71-78頁(2011年) 査読あり。

全国農業協同組合中央会編、多木誠一郎訳著『大韓民国農業協同組合法(第1章~第

2章)』(国際協力関係資料第1号)『(全国農業協同組合中央会、2010年) 総頁数40頁、査読なし。

〔学会発表〕(計 5件)

TAKI, Seiichiro, "Study on the Framework Act on Cooperatives of Korea" (China・Japan・Korea International Academic Symposium of 2013: The Legal Regulation for New Market System), College of Law in Gyeongsang National University, Dec. 20, 2013.

多木誠一郎「韓国協同組合基本法について」日本協同組合学会第33回大会、明治大学駿河台キャンパス、2013年10月6日(『協同組合研究』第33巻第2号(2014年所収予定))。

TAKI, Seiichiro, "On the Recent Issues of the Agricultural Cooperative Act of Japan"(Seminar of Management and Economics Research Institute), College of Economics & Management in Chungnam National University, Apr.18, 2012.

多木誠一郎「韓国農業協同組合法について」日本共済協会2010年度第3回共済理論研究会、主婦会館プラザエフ、2010年11月29日。

多木誠一郎「投資組合員について」日本協同組合学会第30回大会、佐賀大学、2010年10月24日(『協同組合研究』第30巻第1号117頁(2011年所収))。

〔図書〕

なし

〔産業財産権〕

なし

〔その他〕

ホームページ等

<http://barrel.ih.otaru-uc.ac.jp/researcher?action=viewResearcherPage&researcherId=16>

6. 研究組織

(1)研究代表者

多木誠一郎 (TAKI, Seiichiro)

小樽商科大学・商学部・教授

研究者番号：50324364

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし